

森友学園文書に対する「総理夫人」等のキーワード検索に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年七月二十日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿



森友学園文書に対する「総理夫人」等のキーワード検索に関する質問主意書

一 財務省は、累次の国会質疑での要求を踏まえる等により、財務省内に存在するかもしれない森友学園の事案に関する文書（改ざんされた十四の文書の原本に属していた文書も含む。）の探索のために、財務省内のLANシステムやパソコンなどに対して「森友」、「昭恵」、「総理夫人」などの森友学園に関する用語のキーワードを用いた検索を行ったか。検索を行った場合は、どのような用語を用い、その結果どのような文書が見つかったのか、また、見つかった文書はその後どのように扱ったのかについて、詳細を説明されたい。

二 前記一について検索を行っていない場合、キーワード検索はパソコン等に存在する森友学園の事案に関する文書を探索するのに有効であり、かつ、自衛隊の日報の探索において防衛省が用いている方法であるにも関わらず、なぜ財務省では行わないのか、その理由を示されたい。

三 前記一について検索を行っていない場合、財務省は、財務省内に存在するかもしれない森友学園の事案に関する文書の探索をどのように行っているのか、その手法について詳細を示されたい。

右質問する。

